a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成23年度から平成26年度の各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

b　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の職員数を合計した数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から、次の算式によつて算定した数を控除した数

算式

$b_1 \times b_2 + b_3 \times b_4 + b_5 \times b_6$

ただし、$b_1 \times b_2$、$b_3 \times b_4$及び$b_5 \times b_6$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

b_1　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の病院部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b_2　当該団体が経営する病院事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成５年度から平成９年度の各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

b_3　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成５年度から平成９年度の各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

b_5　平成５年から平成９年までの各年の４月１日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を５で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

b_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成５年度から平成９年度の各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とする。）

附則第十九条の十四第六項の表市町村の項算式の符号Ａ算式Ⅰの符号ａ中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱ中「－0.161」を「－0.156」に、「17.1」を「16.6」に改め、同項算式の符号Ｂ算式Ⅱの符号ｃ中「平成26年４月１日」を「平成27年４月１日」に改め、同項算式の符号Ｃ算式Ⅲ中「－0.169」を「－0.189」に、「16.9」を「18.9」に改め、同項算式の符号Ｃ算式Ⅲの符号ｄ中「平成22年、平成23年及び平成26年」を「平成23年、平成26年及び平成27年」に、「平成22年４月２日から平成25年４月１日まで」を「平成23年４月２日から平成27年４月１日まで」に改め、同項算式の符号Ｄ算式Ⅳ中「－0.207」を「－0.216」に改め、同項算式の符号Ｄ算式Ⅳの符号ｆ中「平成21年から平成25年まで」を「平成22年度から平成26年度まで」に、「平成23年度から平成25年度まで」を「平成23年度から平成26年度まで」に改め、同項算式の符号Ｅ算式Ⅴ中「0.316」を「0.307」に改め、同項算式の符号Ｅ算式Ⅴの符号ｈ中「平成21年度から平成25年度まで」を「平成22年度から平成26年度まで」に、「平成23年度から平成25年度まで」を「平成23年度から平成26年度まで」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵ中「－0.247」を「－0.267」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵの符号ｊ中「平成25年度末」を「平成26年度末」に、「平成25年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」を「平成26年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」に改め、同項算式の符号Ｆ算式Ⅵの符号ｍ中「平成21年度から平成25年度まで」を「平成22年度から平成26年度まで」に、「平成23年度及び平成24年度」を「平成23年度から平成25年度までの各年度」に、「平成25年度については」を「平成26年度については」に、「平成25年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」を「平成26年度地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」に改め、同条第七項の表都道府県の項算式中「0.544」を「0.621」に改め、同項算式の符号Ｇ算式Ⅰを次のように改める。

算式Ⅰ

$$G = 50.65 \times \left(\frac{l-k}{k}\right) \times \frac{1}{2} - 0.07$$

$\left(\frac{l-k}{k}\right) \times \frac{1}{2}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則第十九条の十四第七項の表都道府県の項算式の符号Ｇ算式Ⅰの符号ｌ中「平成23年から平成25年まで」を「平成24年から平成26年まで」に改め、同項算式の符号Ｈ算式Ⅱを次のように改める。

算式Ⅱ

$$H = 28.02 \times \left(\frac{n-m}{m}\right) \times \frac{1}{2} - 0.04$$

$\left(\frac{n-m}{m}\right) \times \frac{1}{2}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。